

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(彦根市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 にれ	滋賀県彦根市	彦根市	千尋町	佃	107-1	田	1,704	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
2	農事組合法人 にれ	滋賀県彦根市	彦根市	千尋町	佃	108	田	1,342	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
3	たぐち農産 株式会社	滋賀県彦根市	彦根市	下岡部町	地原田	135	田	702	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	8,200円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	有限会社 フクハラファーム	滋賀県彦根市	彦根市	金沢町	宇津木	1760	田	2,620	賃借権	水田	R6.1.1	R13.12.31	8年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	有限会社 フクハラファーム	滋賀県彦根市	彦根市	金沢町	西角	1766-1	田	1,984	賃借権	水田	R6.1.1	R14.12.31	9年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	有限会社 フクハラファーム	滋賀県彦根市	彦根市	清崎町	安田海	2013	田	4,072	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	有限会社 フクハラファーム	滋賀県彦根市	彦根市	清崎町	免サ村	2078	田	560	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	有限会社 フクハラファーム	滋賀県彦根市	彦根市	清崎町	免サ村	2079	田	3,200	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	有限会社 ホープひこね	滋賀県彦根市	彦根市	日夏町	瓜ノ町	5251(a)	田	379	使用貸借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	-	-
10	有限会社 ホープひこね	滋賀県彦根市	彦根市	八坂町	頭無	2222	田	994	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	西田 忠彦	滋賀県彦根市	彦根市	新海町	申木	4035	田	2,164	使用貸借権	水田	R6.1.1	R12.12.31	7年	-	-
12	森野 茂一	滋賀県彦根市	彦根市	彦富町	西川原	1405	田	479	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	藤田 茂	滋賀県彦根市	彦根市	彦富町	アシ原	1004-1	田	835	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	藤田 茂	滋賀県彦根市	彦根市	彦富町	海道	1466	田	1,254.55	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき